仙台市ガス局規程第二十一号

仙台市ガス工事人規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十月一日

仙台市ガス事業管理者　佐　野　直　樹

仙台市ガス工事人規程の一部を改正する規程

仙台市ガス工事人規程（昭和五十四年仙台市ガス局規程第九号）の一部を次のように改正する。

現　行	改正後
（工事人の遵守事項） 第十一条　工事人は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「事業法」という。）、条例及び管理者の定める企業管理規程（以下「企業管理規程」という。）等関係法令のほか、次の各号に掲げる事項を遵守し、管理者の指示に従い、誠実にガス工事を施工しなければならない。 一　現場代理人は、専属的雇用関係にある者で事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供する**施設（**導管、整圧器、ガスメーター、負荷計測器、ガス遮断装置、昇圧供給装置（天然ガス自動車等にガスを高圧にして充填する装置であって、ガスを高圧で蓄える容器を備えないものをいう。）及びガス栓（これらの附属物を含む。）をいう。）に係る工事に三年以上従事した経験を有するもののうちから選任すること ［二～六　略］ ［２～６　略］	（工事人の遵守事項） 第十一条　工事人は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「事業法」という。）、条例及び管理者の定める企業管理規程（以下「企業管理規程」という。）等関係法令のほか、次の各号に掲げる事項を遵守し、管理者の指示に従い、誠実にガス工事を施工しなければならない。 一　現場代理人は、専属的雇用関係にある者で**一般ガス導管事業等供給施設（**事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供する導管、整圧器、ガスメーター、負荷計測器、ガス遮断装置、昇圧供給装置（天然ガス自動車等にガスを高圧にして充填する装置であって、ガスを高圧で蓄える容器を備えないものをいう。）及びガス栓（これらの附属物を含む。）をいう**。第十四条第三項及び同条第四項第二号において同じ**。）に係る工事に三年以上従事した経験を有するもののうちから選任すること ［二～六　略］ ［２～６　略］
（技術者等の資格等） 第十四条　［１・２　略］ ３　本管溶接管理士となる者は、内管溶接管理士であり、かつ、**鋼管工事**のうち溶接によって行う本支管工事に三年以上従事した経験（内管溶接管理士の資格を得る以前において**鋼管工事**のうち溶接によって行う本支管工事に従事した期間を含む。）を有するものであって、管理者が実施する資格認定講習会を受講し、かつ、名簿に登載されたものでなければならない。 ４　鋼管工事責任技術者となる者は、鋼管工事監理士として名簿に**登載され、かつ、第十六条第一項の試験に合格して鋼管工事監理士の資格を得たものにあっては二年以上、第十六条第三項の規定により試験を免除されて鋼管工事監理士の資格を得たものにあっては三年以上鋼管工事監理士として鋼管工事に従事した経験を有するもの**のうちから工事人が選任するものとする。 ［新設］ ［新設］	（技術者等の資格等） 第十四条　［１・２　略］ ３　本管溶接管理士となる者は、内管溶接管理士であり、かつ、**一般ガス導管事業等供給施設に係る工事**のうち溶接によって行う本支管工事に三年以上従事した経験（内管溶接管理士の資格を得る以前において**一般ガス導管事業等供給施設に係る工事**のうち溶接によって行う本支管工事に従事した期間を含む。）を有するものであって、管理者が実施する資格認定講習会を受講し、かつ、名簿に登載されたものでなければならない。 ４　鋼管工事責任技術者となる者は、鋼管工事監理士として名簿に**登載され、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの**のうちから工事人が選任するものとする。 **一　第十六条第一項の試験に合格して鋼管工事監理士の資格を得たものにあっては二年以上、同条第三項の規定により試験を免除されて鋼管工事監理士の資格を得たものにあっては三年以上鋼管工事監理士として鋼管工事に従事した経験を有するもの** **二　第十六条第一項の試験に合格して鋼管工事監理士の資格を得たものにあっては二年以上、同条第三項の規定により試験を免除されて鋼管工事監理士の資格を得たものにあっては三年以上建設業法の主任技術者等として中高圧溶接工事（一般ガス導管事業等供給施設に係る本支管工事、供給管工**

	事及び内管工事（それぞれ突合せ溶接によって行うもので、最低使用圧力が〇・一メガパスカル以上のものに限る。）をいう。以下この号、第十六条第三項及び第十七条第一項において同じ。）に従事した経験（鋼管工事監理士の資格を得る以前において建設業法の主任技術者等として中高圧溶接工事に従事した期間を含む。）を有するもの
5　本管工事責任技術者となる者は、本管工事監理士として名簿に登載され、かつ、第十六条第一項の試験に合格して本管工事監理士の資格を得たものにあっては二年以上、**第十六条第四項**の規定により試験を免除されて本管工事監理士の資格を得たものにあっては三年以上本管工事監理士として**鋼管工事以外の本支管工事並びに口径が八十ミリメートルを超えるガス管を使用する供給管工事及び内管工事（以下「本支管工事等」という。）**に従事した経験を有するもののうちから工事人が選任するものとする。	5　本管工事責任技術者となる者は、本管工事監理士として名簿に登載され、かつ、第十六条第一項の試験に合格して本管工事監理士の資格を得たものにあっては二年以上、**同条第四項**の規定により試験を免除されて本管工事監理士の資格を得たものにあっては三年以上本管工事監理士として**本支管工事等（ガス工事のうち、鋼管工事以外の本支管工事、供給管工事及び内管工事（供給管工事及び内管工事にあっては、口径が八十ミリメートルを超えるガス管を使用するものに限る。）をいう。同項及び第十七条第二項において同じ。）**に従事した経験を有するもののうちから工事人が選任するものとする。
6　［略］	6　［略］
（試験）	（試験）
第十六条　［1・2　略］	第十六条　［1・2　略］
3　建設業法の主任技術者等の資格を有する者で次の各号のいずれかに該当するものについては、鋼管工事監理士の試験を免除することができる。	3　建設業法の主任技術者等の資格を有する者で次の各号のいずれかに該当するものについては、鋼管工事監理士の試験を免除することができる。
一　甲種ガス主任技術者又は乙種ガス主任技術者の資格を有し、かつ、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）第十六条第二項に規定する適切な溶接施工方法等であることを確認された溶接を行っている事業所として管理者が**別に定める**事業所において**鋼管工事**に従事した期間（建設業法の主任技術者等の資格を得る以前において**鋼管工事**に従事した期間を含む。）が二年以上である者	一　甲種ガス主任技術者又は乙種ガス主任技術者の資格を有し、かつ、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）第十六条第二項に規定する適切な溶接施工方法等であることを確認された溶接を行っている事業所として管理者が**認めた**事業所において**中高圧溶接工事**に従事した期間（建設業法の主任技術者等の資格を得る以前において**中高圧溶接工事**に従事した期間を含む。）が二年以上である者
二　事業法第二条第十二項に規定するガス事業者（以下「ガス事業者」という。）に十年以上勤務し、当該勤務の期間中に**鋼管工事**に五年以上従事した経験を有する者	二　事業法第二条第十二項に規定するガス事業者（以下「ガス事業者」という。）に十年以上勤務し、当該勤務の期間中に**中高圧溶接工事**に五年以上従事した経験を有する者
［4～6　略］	［4～6　略］
（受験資格）	（受験資格）
第十七条　鋼管工事監理士の試験を受験する資格を有する者は、建設業法の主任技術者等の資格を有する者であって、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第十六条第二項に規定する適切な溶接施工方法等であることを確認された溶接を行っている事業所として管理者が**別に定める**事業所において**鋼管工事**に従事した期間（**同法の主任技術者等**の資格を得る以前において**鋼管工事**に従事した期間を含む。）が五年以上であり、かつ、管理者が試験前に実施する講習会（以下「受験者講習会」という。）を受講した者とする。	第十七条　鋼管工事監理士の試験を受験する資格を有する者は、建設業法の主任技術者等の資格を有する者であって、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第十六条第二項に規定する適切な溶接施工方法等であることを確認された溶接を行っている事業所として管理者が**認めた**事業所において**中高圧溶接工事**に従事した期間（**建設業法の主任技術者等**の資格を得る以前において**中高圧溶接工事**に従事した期間を含む。）が五年以上であり、かつ、管理者が試験前に実施する講習会（以下「受験者講習会」という。）を受講した者とする。
2　本管工事監理士の試験を受験する資格を有する者は、建設業法の主任技術者等の資格を有する者であって、本支管工事等に従事した期間（**同法の主任技術者等**の資格を得る以前において本支管工事等に従事した期間を含む。）が五年以上であり、かつ、受験者講習会を受講した者とする。	2　本管工事監理士の試験を受験する資格を有する者は、建設業法の主任技術者等の資格を有する者であって、本支管工事等に従事した期間（**建設業法の主任技術者等**の資格を得る以前において本支管工事等に従事した期間を含む。）が五年以上であり、かつ、受験者講習会を受講した者とする。
［3・4　略］	［3・4　略］

附　則

この規程は、令和八年十月二日から施行する。

（ガス局総務部総務課）